

三平代表コラムNO.9

労働安全衛生法の一部を改正する法律により、50人以上の事業場に対して、労働者のストレスチェックと面接指導の実施が義務付けられるいわゆる「ストレスチェック制度」が平成27年12月1日から施行されます。

この制度は、労働者のストレス状況について定期的に検査を行い、本人に結果を通知してメンタルヘルス不調のリスクを減らすとともに、医師による面接指導などによりメンタルヘルス不調を未然に防止しようとするもので、こうした検査等の実施状況を行政庁へ報告することを事業主に義務付ける制度です。また、検査結果を集計・分析・評価することで、職場環境の改善につなげることを努力義務としています。

仕事や職業生活に不安や悩み、ストレスがあると訴える労働者の増加により、メンタルヘルスの重要性は昨今強く叫ばれています。少ない人数での作業遂行における業務量の増加、あるいはグローバル競争への対応による負担増加などにより、労働者の心的負担は増大の一途をたどっている状況です。

厚生労働省が発表した指針では、労働者の心の健康保持推進のための基本的な実施方策として、労働者のストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解、管理監督者によるケア、事業場内産業保健スタッフ（産業医や人事担当者）によるケア、会社以外の専門的な機関によるケアを挙げていますが、メンタルヘルスへの対応ができる知識を持って労務管理をされている管理監督者が少ないのが現状です。

メンタルヘルスの対応は事業主、人事担当者と産業医、衛生管理者、社会保険労務士やカウンセラーなどとの連携を図って対応することが有効であるとされています。具体的な対応の一つとして雇用環境の改善があります。多様な雇用・勤務形態の導入、職務配置や職務設計の工夫により労働時間を削減し、社員の心身の負荷を軽減することは、人事担当者と社労士の連携によって実現できることもあるでしょう。

また、コミュニケーションや人間関係で悩む社員への対応として、一人ひとりに適切な配慮をするために、カウンセラーと連携して解決を図るということも有効な方策ではないでしょうか。日本企業は、今後ますますストレス社会を背景に、メンタル不調者は増加するものとみられており、精神疾患による精神障害や内部障害は誰でもなりうることです。成人病との関連で、精神障害者以外の中途障害者も増加してきています。そのような意味で、「障害の普遍化」が生じてきている状況であり、企業外の専門家との連携による対応が必要となっ

てきているのではないのでしょうか。